**大阪市の個人情報保護**

**（令和４年度運用状況報告書）**

**大阪市総務局行政部行政課（情報公開グループ）**

目　　　次

１　実施機関別個人情報を取り扱う事務の届出件数　・・・　１

２　保有個人情報の開示等請求の状況　・・・・・・・・・　１

３　保有個人情報の開示等請求に対する決定等の状況　・・　１

４　不服申立ての状況　・・・・・・・・・・・・・・・・　２

５　審議会答申の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・　２

６　制度の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

７　参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

**１　実施機関別個人情報を取り扱う事務の届出件数**［表１参照］

　　個人情報を取り扱う事務の届出（条例第８条）の令和４年度末の届出件数は3,279件となっており、令和４年度中に開始届出された事務85件の増及び廃止届出された事務55件の減により、前年度末（3,249件）と比較して30件（0.9％）増加しています。

　　実施機関（担当所属）別の届出件数としては、区役所が808件（24.6％）と最も多く、次いで福祉局が273件（8.3％）、健康局が200件（6.1％）となっています。

**２　保有個人情報の開示等請求の状況**

(1)　開示請求

　　ア　開示請求件数（請求方法・請求者別）［表２参照］

　　　　開示請求件数は、請求者が実施機関に提出した開示請求書の数で、１枚を１件として算出しています。

　　　　※１件の開示請求に対して、複数の開示決定等を行うことがあるため、開示請求の件数と開示決定等の件数は、必ずしも一致しません。

令和４年度の保有個人情報の開示請求件数は全体で370件となっており、前年度（528件）と比較して158件（29.9％）減少しています。

　　　　請求方法別では、窓口での請求が280件（75.7％）、郵送が71件（19.2％）、電子申請が19件（5.1％）となっています。

　　　　請求者別では、本人による請求件数が344件（93.0％）、法定代理人による請求件数が26件（7.0％）となっており、本人による請求が全体のほとんどを占めています。

イ　分野別の開示請求状況［表３及び表４参照］

　　　　分野別の請求状況をみると、「戸籍・住民情報関係」の分野が60件（16.2％）と最も多く、次いで「生活保護関係」の分野が59件（15.9％）となっています。

(2)　訂正請求及び利用停止請求［表５及び表６参照］

それぞれの件数は、請求者が実施機関に提出した請求書の数で、１枚を１件として算出しています。令和４年度の保有個人情報の訂正請求は８件、利用停止請求は１件となっています。

**３　保有個人情報の開示等請求に対する決定等の状況**

(1)　開示請求

　　ア　決定状況

　　 (ｱ)　年度別の決定状況［表７参照］

　　　　　決定件数は、上記２(1)アの開示請求から取下げ等があったものを除く開示請求に対して行った開示決定等の件数を算出しています。

　　　　　※１件の開示請求に対して、複数の開示決定等を行うことがあるため、開示請求の件数と開示決定等の件数は、必ずしも一致しません。

令和４年度の決定件数は全体で385件となっており、前年度（699件）と比較して314件（44.9％）減少しています。

　　 (ｲ)　実施機関（担当所属）別の決定状況［表８及び表９参照］

　　　　　実施機関（担当所属）別の決定件数としては、福祉局が48件（12.5％）と最も多く、次いで、都島区役所が44件（11.4％）、天王寺区役所が36件（9.4％）となっています。これら３つの合計は128件（33.2％）と全体の約３割を占めています。

　　イ　非開示理由別の内訳［表10参照］

　　　　非開示理由としては、「第19条第２号 個人に関する情報」が89件（36.8％）と最も多く、次いで「第19条第６号 事務事業遂行情報」が85件（35.1％）となっています。

　　　　これらの合計は174件（71.9％）であり、第19条第２号及び第６号が非開示理由の半数以上を占めています。

(2)　訂正請求［表11～13参照］

　　　令和４年度の訂正請求の決定件数は、８件です。

(3)　利用停止請求［表14～16参照］

令和４年度の利用停止請求の決定件数は、１件です。

**４　不服申立ての状況**［表17参照］

　　令和４年度において、大阪市個人情報保護審議会（以下「審議会」といいます。）に新たに諮問があった件数は17件であり、過年度から繰越された諮問450件との合計は467件です。

　　このうち、令和４年度に処理されたものが161件あり、令和４年度末の残諮問件数（令和５年度に繰越される件数）は306件となっています。その内訳は、令和２年度に諮問されたものが173件、令和３年度に諮問されたものが116件、令和４年度に諮問されたものが17件です。

**５　審議会答申の状況**

　　令和４年度は、審議会から不服申立てに対する答申が26件（答申第154号から第161号まで及び第163号から180号まで。なお、答申第162号は個人情報保護制度の見直しについての答申であり、不服申立てに対する答申ではありません。）出されました。これらの答申のうち、原決定妥当と判断されたものは20件、原決定一部取消しと判断されたものは５件、原決定一部取消し及び審査請求のうち一部は却下すべきと判断されたものは１件でした。

各答申の内容については、下記URLをご参照ください。

　［大阪市個人情報保護審議会答申の概要］

<http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000006350.html>

**６　制度の概要**

(1)　個人情報保護制度の意義と目的

　　　情報処理技術及び電気通信技術の発達と経済のサービス化・ソフト化に伴い、情報の有する価値が飛躍的に高まっており、公的部門・民間部門を問わず、大量の個人情報が収集され、利用されるようになっています。

　　　このような情報化の進展は、市民に各種サービスの向上など多くの利便をもたらす一方で、本人が予期し得ない中で自己情報が収集され、流通し、あるいは不正確で不完全な情報が蓄積され、流通していることに対して市民の不安感が高まっており、また、個人の権利利益に重大な侵害を引き起こす可能性が大きくなっています。

　　　そこで、これらの状況に適切に対処し得る個人情報の保護施策として、個人情報の適切な取扱いなど個人情報の保護に関し必要な措置や事項を定めるとともに、自己に関する個人情報の開示や訂正等を請求する権利を保障することにより、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的として大阪市の個人情報保護制度が確立されました。

(2)　個人情報保護制度の成立

　　　本市においては、情報化社会の進展によるプライバシー侵害の危険性の増大や市民のプライバシー意識の高まりなどに対応して昭和62年７月に「大阪市情報公開懇談会」にプライバシー保護に関する事項を調査審議する専門部会を設置し、その審議結果が同年11月に「個人情報の保護についての提言」として取りまとめられ、市長に提出されました。提言では、処理形態、対象部門など個人情報保護の基本的な考え方のほか、本市がコンピュータ処理している情報についての記録、利用、提供のあり方、本人の権利など個人情報保護の具体的方策が示されました。

　　　この提言の趣旨を踏まえ、昭和63年に「大阪市電子計算機処理に係る個人情報保護条例」を制定・施行し、電子計算機によって処理する個人情報の保護を図ってきました。

　　　しかし、大阪市が保有する個人情報には、電子計算機処理以外にマニュアル処理（手作業処理）に係る個人情報も大量に存在していること、また、民間事業者においても多くの個人情報を保有しており、適切な保護対策が求められていることから、総合的な個人情報保護制度を確立するため、平成６年３月には、市長が大阪市個人情報保護審議会に対し諮問し、同年12月に同審議会から市長に「総合的な個人情報保護制度のあり方について（答申）」が出されました。答申では、総合的な個人情報保護制度の基本的な考え方をはじめ、本市が保有する個人情報の収集、利用、管理に関する保護措置、自己情報の開示、訂正、削除などの請求のほか、民間事業者が保有する個人情報の保護制度などについて、具体的な内容が示されました。

　　　この答申の趣旨を踏まえて、本市では平成７年３月に「大阪市個人情報保護条例」を制定し、同年10月より施行しました。

　　　なお、令和５年４月１日より、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が地方自治体にも適用されることになりました。

|  |  |
| --- | --- |
| 昭和62年11月 | 大阪市情報公開懇談会から「個人情報の保護についての提言」が市長に対して提出される。（マニュアル処理情報については、引き続き検討が必要とされる。） |
| 昭和63年 ４月 | 「大阪市電子計算機処理に係る個人情報保護条例」を施行 |
| 平成 ４年12月  ～　 ５年 ５月 | 本市における「個人情報保有状況調査（マニュアル処理）」を実施 |
| 平成 ６年 ３月 | 市長が、大阪市個人情報保護審議会に対し諮問（本市が保有する個人情報及び民間事業者が保有する個人情報の保護措置を含む総合的な個人情報保護制度のあり方について） |
| 平成 ６年12月 | 同審議会から「総合的な個人情報保護制度のあり方について（答申）」が提出される。 |
| 平成 ７年 ３月 | 「大阪市個人情報保護条例」を公布 |
| 平成 ７年10月 | 同条例を施行（施行と同時に「大阪市電子計算機処理に係る個人情報保護条例」は廃止） |
| 平成12年 ３月 | 「大阪市個人情報保護条例等の一部を改正する条例」による改正（平成12年４月１日施行）（「禁治産者」を「成年被後見人」に改めた。） |
| 平成12年12月 | 「大阪市青少年問題協議会条例等の一部を改正する条例」による改正（平成13年１月６日施行）（「総務庁長官」を「総務大臣」に改めた。） |
| 平成13年 ３月 | 「大阪市公文書公開条例を改正する条例」による改正（平成13年４月１日施行）（大阪市公文書公開条例の改正に伴い、公文書の定義等を改めた。） |
| 平成13年 ４月 | 「大阪市会情報公開条例」による改正（平成13年10月１日施行）（同条例の制定に伴う整備） |
| 平成15年10月 | 市長が、大阪市個人情報保護審議会に対し諮問（個人情報保護制度の見直しについて。個人情報の保護に関する法律等個人情報保護関連５法の公布、一部施行を受けたもの。） |
| 平成16年 ５月 | 同審議会から「個人情報保護制度の見直しに関する中間とりまとめ」が公表される。 |
| 平成16年10月 | 同審議会から「個人情報保護制度の見直しについて（答申）」が提出される。 |
| 平成17年 ３月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成17年４月１日施行）（「個人情報保護制度の見直しについて（答申）」を受けたもの）  「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成17年４月１日施行）（「大阪市会議長」が新たに実施機関に加わった。） |
| 平成18年 ３月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成18年４月１日施行）（「本市が設立した地方独立行政法人」が新たに実施機関に加わった。） |
| 平成21年 ３月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成21年４月１日施行）（統計法の改正に伴う整備） |
| 平成26年12月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成26年12月１日施行）（個人情報保護審議会の権限に属する事項の範囲及び委員の定数を改めるとともに、同審議会に部会を設置することにした。） |
| 同月 | 市長が、大阪市個人情報保護審議会に対し諮問（個人情報保護制度の見直しについて。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の公布、一部施行を受けたもの。） |
| 平成27年３月 | 同審議会から「大阪市個人情報保護制度の見直しについて（答申）」が提出される。 |
| 平成27年10月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成27年10月13日施行）（是正の申出制度を苦情の処理制度に統合した。） |
| 同月 | 「大阪市特定個人情報保護条例」を公布（平成27年10月13日施行） |
| 平成27年12月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成28年１月１日施行）（個人情報の保護に関する法律の改正に伴う整備） |
| 平成28年３月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成28年４月１日施行）（行政不服審査法の改正を受けた行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、大阪市個人情報保護審議会への諮問事項に不作為に係る審査請求を追加するなどした。） |
| 同月 | 「大阪市農業委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例」による個人情報保護条例の改正（平成28年10月３日施行）（農業委員会の廃止に伴い、手続等に係る経過措置などを定めた。） |
| 平成29年２月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成29年４月１日施行。ただし、一部の改正規定は、平成29年５月30日施行。）（地方独立行政法人大阪産業技術研究所の設立に伴い、手続等に係る経過措置などを定めた。） |
| 同月 | 「大阪市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成29年４月１日施行。ただし、一部の改正規定は、平成29年５月30日施行。）（地方独立行政法人大阪産業技術研究所の設立に伴い、手続等に係る経過措置などを定めた。） |
| 平成29年９月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成29年９月28日施行。ただし、一部の規定は、平成30年４月１日から施行）（実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときに市長に届け出なければならない事項、実施機関が事務の目的の範囲を超えてその保有する個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することができる場合、実施機関がその保有する個人情報の電子計算機処理を行うときに通信回線による電子計算機の結合を行うことができる場合等を改めた。） |
| 平成30年３月 | 「大阪市交通事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例」による大阪市個人情報保護条例及び大阪市特定個人情報保護条例の改正（平成30年４月１日施行）（交通事業の廃止に伴う整備） |
| 平成31年２月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成31年４月１日施行）（「公立大学法人大阪」及び「地方独立行政法人大阪市博物館機構」が新たに実施機関に加わった。） |
| 同月 | 「大阪市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成31年４月１日施行）（「公立大学法人大阪」及び「地方独立行政法人大阪市博物館機構」が新たに実施機関に加わった。） |
| 令和３年３月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（令和３年４月１日施行）（「地方独立行政法人天王寺動物園」が新たに実施機関に加わるなどした。） |
| 同月 | 「大阪市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（令和３年４月１日施行）（「地方独立行政法人天王寺動物園」が新たに実施機関に加わるなどした。） |
| 令和３年10月 | 「大阪市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（令和３年10月５日施行）（保有特定個人情報の訂正を行った場合の通知先を改めるなどした。） |
| 令和４年３月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（令和４年４月１日施行）（市長が行う調査、勧告又は公表の対象としない事業者による個人情報の提供行為の範囲を改めるなどした。） |
| 同月 | 「本市が設置する高等学校等の大阪府への移管等に伴う関係条例の整備に関する条例」による大阪市特定個人情報保護条例の改正（令和４年４月１日施行）（本市が設置する高等学校等の大阪府への移管等に伴う整備） |
| 令和５年２月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（令和５年４月１日施行）（ 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関又は大阪市会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるなどした。） |

(3)　個人情報保護制度の基本原則

　　　本市の個人情報保護制度では、次の７つの原則に基づいており、これを踏まえて解釈・運用しなければなりません。

　　ア　目的明確化の原則

　　　　個人情報の収集に際しては、収集目的を明確にするとともに、収集する個人情報の内容も、収集目的の達成に必要な範囲内に限定すべきである。

　　イ　収集制限の原則

　　　　個人情報は適正かつ公正な手段によって、原則として、個人情報の主体から収集しなければならない。

　　ウ　利用制限の原則

　　　　個人情報の利用は、原則として、収集目的の範囲内に限定すべきである。

　　エ　公開の原則

　　　　個人情報の存在、性質、利用目的、運用等を知ることができる手段を設けるべきである。

　　オ　個人参加の原則

　　　　個人が自己に関する情報について開示又は訂正する権利を保障するとともに、迅速かつ公正な救済を行う制度を設けるべきである。

　　カ　適正管理の原則

　　　　収集・蓄積した個人情報は、正確かつ最新なものとして管理するとともに、その紛失、破壊、改ざん、不当な流通等の危険に対して、合理的な安全保護措置を講ずべきである。

　　キ　責任明確化の原則

　　　　個人情報の保護に関して、個人情報を管理する者等が負わなければならない責任の内容を明確にすべきである。

(4)　個人情報保護制度の主な内容

　　ア　実施機関（個人情報保護条例（以下「条例」という。）第２条第１号）

　　　　個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

　　　　市長、大阪市会議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方独立行政法人大阪市民病院機構、地方独立行政法人大阪市博物館機構及び地方独立行政法人天王寺動物園

　　イ　対象とする個人情報（条例第２条第２号）

生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものです。

(ｱ) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（個人識別符号を除きます。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます｡）

(ｲ) 個人識別符号が含まれるもの

　　ウ　実施機関等の責務（条例第３条）

　　　　実施機関は、個人情報の保護のために必要な施策を実施するよう努めます。

　　　　実施機関の職員等は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適正に取り扱い、個人情報の保護に努めるとともに、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません。

　　エ　個人情報の適正な取扱い

　　 (ｱ)　収集の制限（条例第６条）

　　　　Ａ　個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければなりません。

　　　　Ｂ　思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報などの収集は、原則として禁止しています。

　　　　Ｃ　個人情報は、原則として本人から収集しなければなりません。

　　 (ｲ)　事務の目的の明示（条例第７条）

　　　　　本人から直接書面（電磁的記録を含みます｡）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、原則として、あらかじめ本人に対し、当該個人情報を取り扱う事務の目的を明示しなければなりません。

　　 (ｳ)　事務の届出、目録の閲覧（条例第８条）

　　　　　個人情報を取り扱う事務の開始、変更又は廃止に際して、実施機関による市長への届出を義務付けるとともに、届出事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供することを定めています。

　　 (ｴ)　電子計算機処理の制限（条例第９条）

　　　　　実施機関は、新たに保有個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、原則として、あらかじめ大阪市個人情報保護審議会の意見を聴かなければなりません。

　　 (ｵ)　利用及び提供の制限（条例第10条）

　　　　　事務の目的の範囲を超えて保有個人情報を実施機関内部で利用すること及び当該実施機関以外のものに提供することを、原則として禁止しています。

　　 (ｶ)　電子計算機の結合の制限（条例第12条）

　　　　　実施機関が保有個人情報の電子計算機処理を行うに当たり、本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は本人以外のものと通信回線により電子計算機を結合することを原則として禁止しています。例外的に結合を行うときは、原則として、あらかじめ大阪市個人情報保護審議会の意見を聴かなければなりません。

　　 (ｷ)　適正な維持管理（条例第13条）

　　　　　実施機関は、保有個人情報を常に正確かつ最新の状態に保つよう努めるとともに、事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄、消去しなければなりません。

　　 (ｸ)　事務処理の委託における保護措置について（条例第14条から第16条まで）

　　　　　個人情報を取り扱う事務の処理を委託しようとするときは、実施機関は個人情報の適正な管理のため必要な措置を講ずるとともに、実施機関から当該処理を受託したもの及びその従事者等に対し、適切な取扱いを担保するために必要な義務を課すことを定めています。

　　オ　自己に関する保有個人情報の開示等請求

　　 (ｱ)　開示請求権（条例第17条）

　　　　　何人も実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。また、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって上記の開示を請求することができます。開示請求の受付は、市民相談室（市役所本庁舎１階）において行います。

　　 (ｲ)　開示請求に対する決定（条例第23条から第25条まで）

　　　　Ａ　開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、当該保有個人情報の開示又は非開示を決定し、請求者に対し文書で通知しなければなりません。

　　　　　　ただし、正当な理由があるときは、30日を限度として延長することができます。

　　　　Ｂ　著しい大量請求に係る開示決定等の期限の特例（条例第25条）

　　　　　　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該保有個人情報のうち相当の部分につき44日以内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすることができます。

　　 (ｳ)　保有個人情報の開示義務（条例第19条）

　　　　　開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる非開示情報が含まれている場合を除き、開示しなければなりません。

　　　　Ａ　開示請求者の生命等を害するおそれのある情報

　　　　Ｂ　個人に関する情報

　　　　Ｃ　法人等情報

　　　　Ｄ　任意提供情報

　　　　Ｅ　審議・検討・協議情報

　　　　Ｆ　事務事業遂行情報

　　　　Ｇ　公共の安全・秩序維持情報

　　　　Ｈ　法令秘情報

　　 (ｴ)　裁量的開示と存否応答拒否（条例第21条、第22条）

　　　　　開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、裁量的に当該保有個人情報を開示することができるとともに（裁量的開示）、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができます。（存否応答拒否）

　　 (ｵ)　第三者保護の手続（条例第26条）

　　　　　開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、当該第三者に意見書提出の機会を付与することができるなど、第三者保護の手続を整備しています。

　　 (ｶ)　訂正請求権（条例第28条から第35条まで）

　　　　　何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含みます｡）を請求することができます。訂正請求の受付は、市民相談室（市役所本庁舎１階）において行います。

　　　　　実施機関は、当該訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に当該保有個人情報の訂正を行う旨又は行わない旨（請求を拒否するとき及び請求に係る保有個人情報を保有していないときを含みます｡）を決定し、請求者に対し文書で通知しなければなりません。また、開示請求と同様に決定期間の延長や期限の特例について定めています。

　　 (ｷ)　利用停止請求権（条例第36条から第42条まで）

　　　　　何人も、自己に関する保有個人情報の違法収集、事務の目的を超えた保有、利用及び違法な外部提供に対して、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができます。利用停止請求の受付は、市民相談室（市役所本庁舎１階）において行います。

　　　　　実施機関は、当該利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内に当該保有個人情報の利用停止を行う旨又は行わない旨（請求を拒否するとき及び請求に係る保有個人情報を保有していないときを含みます。）を決定し、請求者に対し文書で通知しなければなりません。また、開示請求と同様に決定期間の延長や期限の特例について定めています。

　　カ　情報の提供（条例第48条）

　　　　自己に関する情報の取扱いの状況について情報の提供の申出があったときは、実施機関はこれに応じるよう努めるとともに、提供に当たっては、提供申出者以外の第三者の個人情報などを提供することによって、第三者の権利利益を侵害することのないよう配慮しなければなりません。

　　キ　事業者が取り扱う個人情報の保護（条例第49条から第53条まで、第58条）

　　　　あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、事業者が講ずべき個人情報の保護措置についての指針を策定し、事業者に対する指導、助言を行うとともに、当該指針に違反した事業者に対する調査、勧告又は公表などの措置について定めています。

　　ク　指定管理者等が保有する個人情報の取扱い（条例第54条から第57条まで）

　　　　指定管理者等が公の施設又は対象学校の管理を行うに当たって取得した個人情報の取り扱いについては、実施機関が行う個人情報の取扱いの例による旨の規定を整備するとともに、指定管理者等の保有する個人情報の本人からの開示、訂正及び利用停止の請求並びに情報の提供の申出に対しては、実施機関が指定管理者等から当該個人情報の提供を受け、開示決定等を行うとともに、指定管理者等に対し必要な処理を行わせることを定めています。

　　ケ　審査請求（条例第44条から第47条まで、第59条から第 67条まで）

　　　　開示決定等について審査請求があったときは、公正かつ慎重な救済を行うため、大阪市個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

　　コ　費用負担（条例第64条、第68条）

　　　　保有個人情報の開示請求等に係る手数料は無料ですが、写しの交付については、請求者が、保有個人情報が記録されている公文書の写しの作成及び送付（郵便料金）に要する費用を負担します。大阪市個人情報保護審議会に提出された意見書又は資料の写しの交付についても、交付を受ける者が、当該写しの作成及び送付（郵便料金）に要する費用を負担します。

　　サ　罰則（条例第74条から第80条まで）

　　　　実施機関の職員及び受託業務の従事者等による電子計算機処理された個人情報（個人の秘密に属する事項）の漏えいや、保有個人情報の不正提供・盗用に対する罰則又は実施機関の職員による職権を濫用した個人の秘密に属する事項の記録された文書等の収集等に対する罰則を定めています。

　　　　指定管理業務の従事者に対しても、受託業務の従事者に対するものと同様の罰則を課すこととしています。

シ　特定個人情報の取扱い等（特定個人情報保護条例第４条から第７条まで）

　 (ｱ)　特定個人情報の適正な取扱い

　　　 Ａ　利用の制限

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第９条に定めがある場合を除き、事務の目的の範囲を超えて保有特定個人情報を実施機関内部で利用することを、原則として禁止しています。

　　　　Ｂ　収集及び提供の制限

　　　　　　特定個人情報は、条例で定める収集（条例第６条第２項及び第３項部分）及び提供（条例第10条及び第11条部分）の規定を適用せず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により定められた取扱いをすることとしています。

　　　　Ｃ　特定個人情報保護評価

　　　　　　実施機関は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する評価書について、特定個人情報保護評価に関する規則に定める必要な見直しを行ったときは、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、大阪市個人情報保護審議会の意見を聴かなければなりません。

　　 (ｲ)　開示、訂正又は利用停止の請求

　　　　　自己を本人とする保有特定個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求については、本人のほかに、法定代理人及び本人の委任による代理人も行うことできます。

**７　参考資料**

**表１　実施機関別個人情報を取り扱う事務の届出件数**



**表2-1　開示請求件数（請求方法別）**



**表2-2　開示請求件数（請求者別）**



**表３　開示請求件数（分野別）**



**表４　分野別の開示請求具体例**



**表5-1　訂正請求件数（請求方法別）**



**表5-2　訂正請求件数（請求者別）**



**表6-1　利用停止請求件数（請求方法別）**



**表6-2　利用停止請求件数（請求者別）**



**表７　年度別の決定状況（開示請求）**



**表８　令和４年度実施機関別決定状況（開示請求）**



**表９　年度別・実施機関別決定件数（開示請求）**



**表10　年度別非開示理由件数**



**表11　年度別の決定状況（訂正請求）**



**表12　令和４年度実施機関別決定状況（訂正請求）**



**表13　年度別・実施機関別決定件数（訂正請求）**



**表14　年度別の決定状況（利用停止請求）**



**表15　令和４年度実施機関別決定状況（利用停止請求）**



**表16　年度別・実施機関別決定件数（利用停止請求）**



**表17-1　不服申立ての状況**



**表17-2　令和４年度末残諮問件数の諮問年度別内訳**

